※評価: A:計画通り順調に進んでいる、B:計画にやや遅れが出ているが、進んでいる、 C:計画に大きく遅れが出ているが、進んでいる、D:未実施、全く進んでいない

No	柱施策	取組	内容	令和6年度の取組状況	評価 [※]	令和7年度の取組予定	担当課	令和8年度の取組予定		
	記入例	緑と花の沿道の創出	住宅街の宅地と道路との接道部の緑化を推進することは、景観を向上させるだけでなく、ブロック塀等の倒壊による災害の 発生を防止する効果もあります。既存のブロック塀、万年塀等を撤去し、道路沿いに新たに生垣や花壇の造成、フェンスの 緑化等を行う取組に対して支援し、住宅街における目に見えるみどりの創出を誘導します。		А	今後も市報、SNS、HP等で市民全般へ周知するほか、西東京市緑と花の沿道 推進事業補助金交付要綱の改正等も視野に入れ、更なる制度の活用件数の向上 を図る。	みどり公園課	制度の周知方法については、今後もより広く周知できる方法を検討する。また、令和8年度からの制度改正に向けて、補助額の拡充、補助要件に見直しを行っており、令和8年度からは見直し後の制度で補助を行っていく予定である。		
	みどりをまもる									
1	上五八十	重点施策			А	今後は、関係団体との連携や専門家から意見を参考にしながらガイドラインに 基づいた保全・活用に努めていく。また、ガバメント・クラウドファンディン グなどに取り組んでいくほか、施設の一般開放日を週1回とし、時間帯の拡充 にも取り組む。	みどり公園課	関係団体との連携や専門家から意見を参考にしながらガイドラインに基づいた 保全・活用に努めていく。また、専門家やボランティアと連携し、樹木の維持・管理を行いつつ、建築物(母屋、離れ、蔵、井戸屋形)のさらなる活用に 向け、大規模修繕に向けた確認対応を進める予定。		
2		文化財の指定や登録	市内には貴重な文化財が残されており、国指定のものとして下野谷遺跡や玉川上水、小金井(サクラ)などが、東京都指定のものとして田無神社本殿・拝殿などが、その他市指定の文化財として社寺や樹木などがあります。また、国登録文化財の建物もあります。文化財にはみどりと一体となったものが多く、歴史文化資源と調和したみどりの保全・継承のために、引き続き文化財指定制度等を活用します。	下野谷遺跡をはじめとした文化財におけるみどりの保全を図るため、国や都と 連携し樹木に対する害虫対処や剪定のほか、下野谷遺跡の史跡追加指定等を 行った。	А	文化財とみどりを守るために、下野谷遺跡においては更なる史跡地の指定の 他、既史跡指定地の管理・保全を続ける。また、玉川上水、小金井(サクラ) については継続して保全にあたるとともに、市民の関心を高める事業を行う。 また、鎮守の森、屋敷林といった文化的景観におけるみどりと一体化した文化 財の保護に取り組む。	地域学習推進課	文化財とみどりを守るために、下野合遺跡においては更なる史跡地の指定の 他、既史跡指定地の管理・保全を続ける。また、玉川上水、小金井(サクラ) については継続して保全にあたるとともに、市民の関心を高める事業を行う。 また、鎮守の森、屋敷林といった文化的景観におけるみどりと一体化した文化 財の保護に取り組む。		
3		保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定	大きく成長した樹木や、連続的に形成されたみどりは、地域にとって特徴的なみどりの空間を形成します。こうした一定の高さや規模を満たした樹木・樹林・生垣については、保存樹木・保存樹林・保存生垣として指定し、その維持管理に対する 支援を継続します。特に保存樹木・保存生垣については指定件数が減少する傾向にあるため、制度を周知することにより、 指定件数の水準の維持・向上に努めます。	5/1号市報、HPで制度の周知を図った。 また、西東京市民まつりで市民へ直接チラシを配布した。	А	引き続き市報、HP等を活用した広報の充実により市民全般への制度の周知に 努め、保存樹木等の指定件数の維持・向上を図る。	みどり公園課	引き続き市報、HP等を活用した広報の充実により市民全般への制度の周知に 努め、保存樹木等の指定件数の維持・向上を図る。		
	都市農	地の保全								
4		生産緑地・特定生産緑地制度の活用	市内にある貴重な都市農地は、農作物を生産する場であるだけでなく、緑地として周辺の気温を下げてヒートアイランド現象への対策に貢献したり、まちの景観資源として存在価値を発揮します。また、防災機能としては災害時の一時避難場所としても機能するほか、台地上では雨水涵養機能を、河川付近では遊水機能をもつなど多面的な機能を有しています。このような都市農地を保全していくために、生産緑地制度・特定生産緑地制度を活用するとともに、農業者や市民団体、民間企業、大学など地域の多様な主体が参画する仕組みづくりを推進し、都市農地が維持されるように支援します。また、都市計画マスタープランにおける「農住環境共存ソーン」の位置づけについても考慮して、施策に取り組みます。	農地の多面的機能の一つである防災機能の周知のため、農業者、危機管理課、 消防署と連携し「畑の防災訓練」を実施した。 農のある風景の魅力を伝えるために、田無縁化組合の協力により、縁のアカデミー「緑農ウォーク」を実施した。	А	農地の多面的機能への理解を深めるため、農業者や庁内関係部署と連携し、市 民向けイベントを実施する。	産業振興課	農地の多面的機能について、農のアカデミー体験実習農園やマルシェ等のイベントを実施します。また、農業者と援農ボランティアのマッチング事業などについて農業者や庁内関係部署と連携し実施します。		
			四マハメーノノノにわける「廃止水境代けノーノ」が止風プリにプレくもも感じて、応来に取り組みより。	生産緑地地区の指定を継続的に行った。生産緑地地区の指定期日を延長する特定生産緑地の指定手続き、制度の周知等について、積極的に取り組んだ。	А	制度を活用した都市農地の保全を継続する。	都市計画課	制度を活用した都市農地の保全を継続する。		
5		援農ボランティアとの連携	労働力の不足している農家の手伝いや、農業者と市民との交流、農業への理解を深めてもらうことを目的として、「公益財団法人 東京都農林水産振興財団」が実施する援農ポランティア認定事業の活用を推進します。	「公益財団法人 東京都農林水産振興財団」が実施する援農ボランティア認定 事業「東京の青空塾」の活用を推進し、認定者には市で実施している「農のア カデミー体験実習農園」での活動を紹介し、援農のスキルアップを図った。ま た、農のアカデミーの活動の一環として農業者の援農活動も実施した。	А	引き続き、東京の青空塾の活用と農のアカデミー体験実習農園での活動を通 し、農業者と援農ポランティアのマッチングを図る。	産業振興課	引き続き、東京の青空塾の活用と農のアカデミー体験実習農園での活動を通 し、農業者と援農ボランティアのマッチングを図ります。		
6		農地貸借の促進	高齢化等により所有者が営農することが困難になっても、農地として維持されるように都市農地の賃借の円滑化に関する法律に基づく農地賃借を促進します。農地賃借を促進するため、安心して賃借できる体制を整える必要があることから、所有者や賃借希望者の情報を整理して双方に情報提供を行いながら、多様な農地の活用を促進します。	産業振興課、JA東京みらい、農業委員会が連携し、都市農地有効活用連絡会 を開催し、情報共有を図った。農地の貸借の相談を受け、令和6年度は3件の農 地賃借が成立した。	А	引き続き貸し手、借り手の相談を受けながら、マッチングを行う。	産業振興課	引き続き貸し手、借り手の相談を受けながら、マッチングを行う。		

o. 柱	施策		内容	令和 6 年度の取組状況	評価 [※]	令和7年度の取組予定	担当課	令和8年度の取組予定
	生物多樣	様性の向上に資する生態系の保全・再生						
,		市民協働での生態系の調査・観測	市民協働での生態系の調査・観測を推進します。例えば、市内には野鳥が飛来するほか、石神井川には水中生物の生態系が 形成されています。石神井川は、湧水を集めて流れる川として、水質が改善され、魚や水草をはじめ、生態系が戻りつつあ ります。こうしたみどり周辺の生き物の生息状況について、石神井川の水生生物調査等を実施しながら観測を続けていきま す。		А	年2回の野鳥観察会を継続する他、生物多様性の普及を目的とした環境講座 (市内自然共生サイト、小金井公園の見学)を企画し、実施する。 市として年2回(夏季、冬季)の石神井川の水生生物調査を継続して実施し、 生物相の把握に努める。	環境政策課	年2回の野鳥観察会を継続する他、生物多様性の普及を目的とした環境講座 (市内自然共生サイト、小金井公園の見学)を企画し、実施する。 市として年2回(夏季、冬季)の石神井川の水生生物調査を継続して実施し、 生物相の把握に努める。
3		重点施策 武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみど りを育む公園の維持管理	武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを育む公園の維持管理に努めます。特に西原自然公園では、生物多様性については現状の環境を維持していくことを目標に、西原自然公園植生管理計画に基づき、市民協働で萌芽更新に取り組むなど、樹林の再生・維持管理に努めています。このような周辺の公園とは異なる機能をもつ公園を、引き続き維持管理します。	令和6年度2月に西原自然公園植生管理計画に基づき、樹木の伐採、萌芽更新 を実施した。 また、公園ボランティア団体に向けて樹木伐採に関する安全講習会を実施し た。	А	引き続き、西原自然公園植生管理計画に基づき、萌芽更新等を実施する。また、昨年度に引き続き、市民協同で自然豊かな西原自然公園の維持管理に努める。	みどり公園課	令和8年度は、西原自然公園植生管理計画に基づき、a7区の萌芽更新等を実施する。また、昨年度に引き続き、市民協同で自然豊かな西原自然公園の維持管理に努める。
)		学校ピオトープの維持管理	市内の学校には樹木などのみどりのほか、ピオトープとなる池があり、生態系の拠点の一つとして保全と活用を図ります。 けやき小学校では、民間企業や市民団体等と連携し、総合学習の一環として、ひょうたん池のかいぼり作業を行いました。 自然環境教育と連動させながら、このような活動を継続します。	樹木やビオトーブ等の生態系の保全と活用を生かした体験的な授業を継続的に 行った。	А	市内の学校には樹木などのみどりのほか、ビオトープとなる池がある学校があ り、生態系の拠点の一つとして保全と活用を図ります。	教育指導課	市内の学校には樹木などのみどりのほか、ビオトープとなる池がある学校があり、授業や放課後等の時間を活用し、生態系の拠点の一つとして児童や保護者と共に保全と活用を図ります。
0		生態系の拠点となる民有地の保全	屋敷林や雑木林、社寺林などのまとまったみどりの空間は生き物にとって重要な住処となります。適切な手入れを行うことで、多様な環境が創出され、生物多様性を確保することができることから、保存樹木・保存樹林などへの補助制度や西東京市山林保全協定などを活用しながら、このような空間の維持管理に努めます。	5/1号市報やHPで制度の周知を図った。 また、西東京市民まつりで市民へ直接チラシを配布した。	А	引き続き市報、HP等を活用した広報の充実により市民全般への制度の周知に 努め、保存樹木等の指定件数の維持・向上を図る。	みどり公園課	引き続き市報、HP等を活用した広報の充実により市民全般への制度の周知に 努め、保存樹木等の指定件数の維持・向上を図る。
	協働に。	よる公園・緑地の維持管理						
1		指定管理者制度の活用・拡充	一部の公園・緑地の管理においては、指定管理者制度(民間事業者や団体等に公の施設を管理させる制度)が活用されており、この制度を引き続き推進します。制度の利用においては、単独施設ではなく、複数の施設に対して包括的に制度を活用し、地域や事業者が連携しやすいよう配慮します。また、事業者・行政・地域が円滑なコミュニケーションが取れるように体制を構築します。	指定管理者制度拡充に向けて、他自治体の取り組みについて現地視察を行う等 により調査研究し、効果的な事業者の選定方法についても検討を行った。	А	これまで行ってきた指定管理者制度拡充のための検討を踏まえ、管理対象を市 内全域に拡大をして令和8年度からの第三期となる指定管理期間の指定管理者 の選定を実施する。	みどり公園課	令和8年度より指定管理者による市内全域の市立公園の管理を開始し、民間事業者のノウハウを活かした公園管理により、市民サービスの向上や維持管理の効率化を図る。
2		重点施策 ボランティア等との連携による体制の構 築	市内各地の公園でボランティアが活動しており、公園管理協力会員としての登録制度や高橋家屋敷林保存会、西原自然公園 を育成する会、西東京自然を見つめる会などの団体がいるほか、市民協働で管理する花壇などがあります。これらの活動を 引き続き支援するとともに、ボランティア養成講座の充実など、団体やボランティアの育成に向けた取組を実施します。	公園ボランティア制度について、市報や市民まつりにて広報を行ったほか、ボランティア募集の周知方法について意見聴取を行った。 また、ボランティア養成講座では、令和6年度3月に2人の講師を招き、宿根草、外国花壇、ハンギングパスケットについての講座を開催した。	А	引き続き、広報の周知の充実に努める。また、公園管理協力会員としての登録 団体の活動を支援するために、ボランティア養成講座でも花壇のトレンドを踏 まえた、講義を実施する。	みどり公園課	HPで各花壇のボランティア団体の活動内容を紹介するなど、広報の充実に努める。また、公園管理協力会員としての登録団体の活動を支援するために、オランティア養成講座でも花壇のトレンドを踏まえた講義を実施する。
みど	りを整える							
3	老朽化し	した公園・緑地の再整備 老朽化した公園の再整備	市立公園の約4割は、30年以上前に供用開始されたものであり、施設等の老朽化が進んでいます。こうした公園施設について西東京市公共施設等総合管理計画と連携しつつ、施設長寿命化の考え方のもと予防保全型管理にも取り組みながら、老朽化した施設の更新を図ります。大きな公園の再整備にあたっては、市民ニーズを聴取する方法や機会を取り入れて進めます。	公園改修計画に基づく対応の一環として、老朽化が進んだスプリング遊具をま とめて撤去し、スイング遊具への更新を行ったほか、座板の老朽化が進んだベ ンチについては座板を擬木のものに交換した。	А	引き続き、令和5年度に策定した公園改修計画に基づいて遊具等公園施設について補修・修繕を実施し長寿命化を図る。	みどり公園課	引き続き、令和5年度に策定した公園改修計画に基づいて遊具等公園施設にいて補修・修繕を実施し長寿命化を図る。
\$		公園機能の再編	市立公園のなかには、周辺地域の人口構成の変化により、設置当時とは地域のニーズが変化したものもあります。魅力的な公園を生み出していくためにも、故障や耐用年数の観点から設備を搬走更新する際には、機能を再編する視点を取り入れて、利用者ニーズや、地域の中の近隣の公園同士の機能分担を考えながら、必要な設備の設置を検討します。 【西東京市公園配置計画(平成30 (2018) 年策定)の際のワーキングや市民アンケート等で提案された方向性】 〇都市農業、食、健康、アート、歴史文化といった多くの市民が関心を持てるような分野との連携を図りながら地域ごとに個性のある公園づくり 〇設備の配置ではなく、機能や使い方をベースに設計する公園づくり(植物や動物と触れ合い、生物多様性を感じられる/市民活動や、民間企業の事業フィールドとして活用しやすい/運動やスポーツ、散歩などレクリエーションができるなど) ○使いやすさや担い手の確保・育成、管理コストなど持続性を内包した公園づくり	公園改修計画に基づく対応の一環として遊具を更新する際、安全領域の観点から同等のものに交換できない公園施設については、現地看板やインターネットによる意見聴取の手法を活用し、利用者ニーズを把握した上で対応策を検討した。	А	引き続き、西東京市公園改修計画に基づいた遊具等の公園施設更新の際、単純 更新ができない場合は利用者ニーズを把握し、更新の方向性について検討す る。	みどり公園課	引き続き、西東京市公園改修計画に基づいた遊具等の公園施設更新の際、単終 更新ができない場合は利用者ニーズを把握し、更新の方向性について検討す る。
\dashv	街路樹	 ・植栽の再生			I	L	I	
5		街路樹・植栽の適切な維持管理	道路等のインフラ施設及び公共施設における街路樹・植栽は、緑陰を作ってヒートアイランド現象への対策に貢献したり、 連続的な景観を形成したり、騒音の障壁や大気汚染の抑制、延焼防止の機能なども有している重要なみどりです。こうした 街路樹・植栽について、日常的な交通の安全面に支障をきたさず、道路環境の充実を図れるよう適正な維持管理を行いま す。	日常的な維持管理をする中で夏場は、日陰をつくるため樹木の葉を落としすぎないように樹形を踏まえた維持管理を実施した。	A	令和6年度に引き続き適切な時期かつ規模で剪定を行い、必要に応じて補植を 行う。	道路課	令和7年度に引き続き適切な時期かつ規模で剪定を行い、必要に応じて補植を 行う。

No. 档	施策	取組	内容	令和6年度の取組状況	評価 [※]	令和7年度の取組予定	担当課	令和8年度の取組予定			
みと	みどりをつくる										
	みとりの	Dネットワークの形成		東京都が施行する優先整備路線について、東京都に対し、早期事業化を要請した。	А	東京都に対し、早期事業化の要請を継続する。	都市計画課	東京都に対し、早期事業化の要請を継続する。			
16		街路樹ネットワークの形成	道路等のインフラ施設及び公共施設における街路樹・植栽は、鳥や虫などの生き物にとって移動経路となる重要な空間であるほか、連続的な空間として景観的な重要性も高く、さらに延焼防止の機能を有しています。また、住宅都市である本市にとっては重要なみどりのネットワークとなっています。既存の街路樹網ネットワークを維持するとともに、都市計画道路を中心に新たなネットワークの形成を進めていきます。⊠	人や車両の交通において街路樹が支障とならないようにかつ街路樹が枯れる等 しないように適切な維持管理を実施した。	А	令和6年度に引き続き適切に剪定する等、街路樹の維持管理に努める。	道路課	令和7年度に引き続き適切に剪定する等、街路樹の維持管理に努める。			
17		民有地のみどりのネットワーク形成支援	みどりのネットワークとして、街路樹のほか、民有地の生垣なども連続性をもった重要なネットワークとなります。特に住宅街においては、個人宅の小さな樹木・植栽に関しても、貴重な連続的なみどりとして景観や環境面での効果が高いと考えられ、生垣や花壇の造成、フェンスの緑化等に対する支援を継続します。	6/1号市報、毎月のSNS投稿、HP掲載、市民まつり及び公園ポランティアの連絡会時の制度周知等、幅広く制度の周知を図った。	А	今後も市報、SNS、HP等で市民全般へ周知するほか、西東京市緑と花の沿道 推進事業補助金交付要綱の改正等も視野に入れ、更なる制度の活用件数の向上 を図る。	みどり公園課	制度の周知方法については、今後もより広く周知できる方法を検討する。また、令和8年度からの制度改正に向けて、補助類の拡充、補助要件に見直しを行っており、令和8年度からは見直し後の制度で補助を行っていく予定である。			
	公共施設	役におけるみどりの創出				T	1				
			公園空白地区については、みどり基金等の活用を図りながら、公有地の拡大の推進に関する法律に 基づく土地の先買いや生産緑地の買取りにあわせた用地取得等により、公園整備を検討します。特に保育施設周辺における 公園空白地区の解消につながる場合には、優先的に公園の配置を検討します。また、駅拠点のまちづくりの検討にあたって は、新たなみどりの創出を検討します。	ひばりヶ丘駅北口西側地区地区計画を定めることに合わせ、良好な住環境・防 災性の維持向上を目指し、地区内の生産緑地地区等の用地取得を進め、みどり 公園課にて都市計画公園として位置づけた。	А	駅拠点のまちづくりの検討を行う際には、新たな緑の創出を検討する。	都市計画課	駅拠点のまちづくりの検討を行う際には、新たな緑の創出を検討する。			
18		新たな公園・緑地の整備		公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、さくら児童遊園の用地取得を行った。	А	引き続き公園空白地区の解消に資する土地があった際は用地取得を検討する。	みどり公園課	引き続き公園空白地区の解消に資する土地があった際は用地取得を検討する。			
				都市計画課と情報を共有し、今後の計画の進捗により協議や検討を実施することを確認した。	А	引き続き協議があれば緑の創出について検討する。	道路課	引き続き協議があれば緑の創出について検討する。			
19		学校の芝生の維持管理	本市では、一部の小学校において、校庭の全部または一部について芝生の整備が行われています。しかしながら、養生期間は利用できないことや雑草除去についての課題があり、それらの課題について学校や地域などと協力・連携を図りながら、これらの芝生化された空間を維持します。	業務委託により芝生の育成状況の点検、播種や更新作業といった定期的な維持 管理に取り組むとともに、学校や地域などの協力を得ながら芝刈りや除草と いった日常的な作業を行った。	А	引き続き芝生の適正な維持管理に努める。	学務課	事業者による芝生状態点検や、年1回のエアレーション等を実施するほか、 PTAや校庭を使用する団体に芝刈りに参加していただくなど、学校や地域など と連携を図りながら芝生の適正な維持管理に努める。			
			を壁面縁化・屋上縁化の 建築物の壁面縁化や屋上縁化は、ヒートアイランド現象への対策として夏季の建物の冷却効果が期待され、冷房機器の省エ ネルギー化にもつながります。本市では、エコブラザ西東京で屋上緑化を実施しているほか、琉球あさがおなど縁のカーテ ンを毎年育成するなど、今後もこうした公共施設における壁面縁化・屋上縁化の取組を推進します。	エコプラザ西東京で屋上緑化を設置しているほか、琉球あさがおの緑のカーテンの育成を行った。	А	エコプラザ西東京の屋上緑化を継続するほか、琉球あさがおの緑のカーテンの 育成を行う。	関係各課 (環境 政策課)	エコプラザ西東京の屋上緑化を継続するほか、琉球あさがおの緑のカーテンの 育成を行う。			
				アの育成を行うた。 保谷こもれびホール及びコール田無において、屋上緑化の取組を継続して行った。	А	同成で117。 保谷こもれびホール及びコール田無において、屋上緑化の取組を引き続き継続 する。					
20		公共施設における壁面緑化・屋上緑化の 推進		一部の児童館において、緑のカーテンを実施し、壁面緑化の取組を行った。	A	引き続き、児童館において、緑のカーテン等の壁面緑化の取組を推進する。	関係各課(児童青少年課)	縁のカーテン等の壁面縁化の設置について各児童館長へ依頼し、児童館における壁面縁化等の推進に努める。			
				緑のカーテンの設置について、指定管理者と協議を行った。 令和6年度中に各施設で取り組むことはできなかったが、空調の不具合が発生 したときなどは、室内気温の上昇を抑えるために緑のカーテンの取組につい て、引き続き検討していく。	В	スポーツ施設における壁面緑化等の推進に努める	1	縁のカーテンの設置について、指定管理者と協議を行い、スポーツ施設における壁面縁化等の推進に努める。			
				庁舎壁面緑化等維持管理に努めている。	А	今後も継続的に壁面緑化等維持管理に努める。	関係各課(総務理)	今後も継続的に壁面縁化等維持管理に努める。			
				公立保育園1園でグリーンカーテンを設置した。	А	実施園数の増加を図る。	関係各課(幼児 教育・保育課)	各保育園と連携しながら、年間1園程度の実施園数の増加を図る。			
				屋上花壇の維持管理を行い屋上緑化に努めた。	А	屋上緑化の取組を継続する。	関係各課(子ど も家庭課)	住吉会館において、屋上緑化の取組を継続する。			

柱施第	策 取組	内容	令和6年度の取組状況	評価*	令和7年度の取組予定	担当課	令和8年度の取組予定
民有均	地におけるみどりの創出						
	開発指導における緑化推進	西東京市人にやさしいまちづくり条例に基づく、開発事業における公共施設等の整備基準により、民間開発時における緑化 やみどり基金への金銭納付を促進します。西東京市みどりの保護と育成に関する条例により、一定の範囲で緑地の設置を努 力義務として促進します。また、工場立地法に基づき、必要な緑化を誘導します。	貴重なみどりを確保するために条例に基づいた適切な緑化指導を実施した。	А	引き続き、開発協議の際は、貴重なみどりを確保するため適正な緑化指導を努 める。	みどり公園課	引き続き、開発協議の際は、貴重なみどりを確保するため適正な緑化指 める。
		良好な景観形成や緑地の保全・創出を図るために都市計画と連動します。都市計画マスタープランの施策と連携するほか、地区計画の指定により、地域特性に応じたあり方を検討・推進します。 【本市の地区計画(令和5 (2023) 年時点)】 ●泉小学校跡地周辺地区地区計画 ●向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画	各地区計画の地区整備計画に基づき、緑地等の設置を指導した。	А	各地区計画の地区整備計画に基づき、緑地等の設置を指導する。	都市計画課	各地区計画の地区整備計画に基づき、緑地等の設置を指導する。
	都市計画による良好なみどりの景観創出	●ひばりヶ丘駅南口地区地区計画 ●ひばりが丘地区(ひばりが丘団地地区)地区計画 ●ひばりが丘駅北口地区地区計画 ●ひばりヶ丘駅北口西側地区地区計画 ●調布保谷線富士町六丁目周辺地区地区計画 ●練馬東村山線中町・東町周辺地区地区計画 ●新東京所沢線北町五丁目周辺地区地区計画 ●東大生態調和農学機構周辺地区地区計画	都市計画マスタープランやひばりヶ丘駅北口西側地区地区計画と連携した対応 として、ひばりが丘北四丁目の旧生産緑地等について、都市計画公園として整備するため、市民ワークショップや市民説明会を開催することにより意見聴取 を実施し、みどりの景観創出も含めた公園計画案を作成した。	А	引き続き、都市計画マスタープランやひばりヶ丘駅北口西側地区地区計画と連携した対応として、公園整備に向けて事業認可の取得及び実施設計を実施する。また、令和8年度以降の整備工事に向けて補助金メニューの検討や工程等の検討を行う。	みどり公園課	(仮称)ひばりが丘北公園の実施設計については令和7年度での完了を見いる。今後、地区計画等が策定される場合は地域特性に応じたあり方のする。
	緑と花の沿道の創出	住宅街の宅地と道路との接道部の緑化を推進することは、景観を向上させるだけでなく、プロック塀等の倒壊による災害の 発生を防止する効果もあります。既存のプロック塀、万年塀等を撤去し、道路沿いに新たに生垣や花壇の造成、フェンスの 緑化等を行う取組に対して支援し、住宅街における目に見えるみどりの創出を誘導します。	6/1号市報、毎月のSNS投稿、HP掲載、市民まつり及び公園ポランティアの連絡会時の制度周知等、幅広く制度の周知を図った。	А	今後も市報、SNS、HP等で市民全般へ周知するほか、西東京市緑と花の沿道 推進事業補助金交付要綱の改正等も視野に入れ、更なる制度の活用件数の向上 を図る。	みどり公園課	制度の周知方法については、今後もより広く周知できる方法を検討する た、令和8年度からの制度改正に向けて、補助額の拡充、補助要件に見 行っており、令和8年度からは見直し後の制度で補助を行っていく予定 る。
防災	力を高めるためのみどりの創出				•		
		中ではは次が下心と場に対かる地域があり、こうした地域や取音が明めため、音点や引う力を用かずケナーションテン	農業委員会の協力のもと、農地の適正な管理を行うとともに、相談対応を行いました。また、農地活用の方法の一つとして、農業者開設の市民農園・農業体験農園の支援を実施しました。 人にやさしいまちづくり条例に基づき、緑地等の整備を指導した。	A	引き続き、農業委員会の協力のもと、農地の適才な管理に努める。 また、農業者開設の市民農園・農業体験農園の支援を行う。 人にやさしいまちづくり条例に基づき、緑地等の整備を指導する。	産業振興課都市計画課	引き続き、農業委員会の協力のもと、農地の適才な管理に努める。 また、市民農園や農業体験農園開設の相談の受付や、募集の際の広報を ど農業者開設の市民農園・農業体験農園の支援を行う。 人にやさしいまちづくり条例に基づき、緑地等の整備を指導する。
	グリーンインフラの整備促進	て、地形的な要素を踏まえて、適切な場所で緑地を保全・創出していく必要があります。具体的には、豪雨時に、浸水が想定される、石神井川や白子川(暗渠)、新川(暗渠)の周辺において、保水機能がある農地を保全します。また、その外縁の台地上では、河川や下水施設への雨水の急激な流入を緩和するため、雨水の土壌への浸透を助ける樹林地や農地を保全します。また、人工地盤の多い、幹線道路沿いや新たな開発地においては、緑地の創出だけではなく、雨水浸透施設の設置を合わせて促進することで、流入を最小限におさえます。	助成件数:6件	A	雨水浸透施設設置に対する助成事業の推進	下水道課	「雨水浸透施設等」設置費用の一部助成について、HP、市報、チラシ設で広く市民へ周知するなど助成事業を推進する。
			6/1号市報、毎月のSNS投稿、HP掲載、市民まつり及び公園ボランティアの連絡会時の制度周知等、幅広く制度の周知を図った。	А	今後も市報、SNS、HP等で市民全般へ周知するほか、西東京市緑と花の沿道 推進事業補助金交付要綱の改正等も視野に入れ、更なる制度の活用件数の向上 を図る。	みどり公園課	制度の周知方法については、今後もより広く周知できる方法を検討する た、令和8年度からの制度改正に向けて、補助額の拡充、補助要件に見 行っており、令和8年度からは見直し後の制度で補助を行っていく予定 る。
	公園の防災拠点としての機能強化	て、防災倉庫、災害用トイレ、防災パーゴラ、震災用井戸などを設け、災害に備えています。このように公園における防災	を行った。市立公園には、けやき並木会(向台三丁目第1公園)、荒屋敷自治	А	公園に設置している災害用トイレやかまどベンチ、災害用井戸等の防災設備が 発災時に使用できるよう、平時から訓練やメンテナンスを行う。	危機管理課	引き続き、公園に設置している災害用トイレやかまどベンチ、災害用井 防災設備が発災時に使用できるよう、平時から訓練やメンテナンスを行 主催する防災訓練については、実働形式とイベント形式で行うほか、名 から防災訓練への協力依頼があった際には、訓練補助等を行う。 また、公園が新たにできる際、防災的な視点での助言を行う。
		機能の強化を展開します。	(仮称) ひばりが丘北四丁目公園の整備に関する市民ワークショップや市民説明会を開催し、意見聴取した内容から、災害時用トイレ、かまどベンチ、耐震性貯水槽等の設置も含めた公園計画案を作成した。	А	引き続き、市民意見を踏まえた防災施設の整備を含めた公園計画薬について実 施設計において防災施設について検討する。	みどり公園課	令和7年度の実施設計に基づいて公園整備を実施する。
環境	や生態系等に配慮したみどりの創出						
	武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを育む公園の再生	武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを育む公園づくりを進めます。特に西原自然公園は西原自然公園植生管理計画に 基づき、武蔵野の自然の再生を図っている代表的な公園であり、コナラやクヌギなどについて、萌芽更新が進められていま す。生物多様性については、西原自然公園における現状の環境を維持するとともに、公園・樹林地・農地・水辺の保全事業 と連携を図ることで、生物多様性をより豊かにすることを目指します。また、自然の起伏を活かした小道の整備、森林浴を することができる貴重なレクリエーション空間(フィールドミュージアム)を形成することを目標に公園づくりを進めま す。	西原自然公園の再生において市と協同しているポランティア団体に樹木伐採に ともなう手順等について講習会を実施した。	А	ボランティア団体で新規に樹木伐採に参加する方がいる場合には、講習会を実施する。	みどり公園課	ボランティア団体で新規に樹木伐採に参加する方がいる場合には、講覧施する。
	地域特性に応じた樹種選定	2 を 生態系に配慮した緑化の推進のため地域住民の声を聞き、周辺の環境や地域特性を踏まえ、在来種・地域性種苗等から市民 に親しまれている植物まで、地域や場所の特性に合わせた多様なみどりを整備します。また、本市においては、ケヤキとハナミズキを市の木として指定していることから、街路樹・植栽や公園内の樹木植栽等の整備においては、市のシンボルとして、こうした樹種の活用も検討します。	基本設計においては、ハナミズキはじめとした市の花の活用を図ったほか、シ ンボルツリーとしては市のマスコットにちなんだハンカチノキを採用した。	А	引き続き、(仮称) ひばりが丘北四丁目公園の整備に向けてコスト面や管理面 等多角的な視点において実施設計で当該樹種の活用を検討する。	みどり公園課	(仮称)ひばりが丘北公園の実施設計については令和7年度での完了を見いる。今後、公園等の整備があった場合は地域特性に応じた樹種の選定する。

主 施策	取組	内容	令和6年度の取組状況	評価 [※]	令和7年度の取組予定	担当課	令和8年度の取組予定
どりを活かっ							
公有地	のみどりの多面的機能の活用推進 公園の多面的機能の活用	公園はみどりとして存在しているだけでなく、地域での防災訓練などの防災・減災機能や、お祭りや健康づくりの活動、レクリエーション活動といった生活面での機能を有しています。こうした多面的な機能について活用を図ります。また、市立公園の約7割が500㎡未満の小さな公園となっています。西東京市公園配置計画(平成30 (2018) 年策定)に基づき、地域に複数存在する小規模公園や緑地を面的に捉え、相互の関連をつくりながら活用を図ります。市民がやってみたい企画 (アイデア) を市民自身が実現することを支援するため、市に企画書を提出できる制度を設けており、継続的に活用促進を図ります。	指定管理区域においては、民間活力を利用し「みんなで育てる小さな公園プロジェクト」や「小さな公園へルシーウォークラリー」を実施し、小規模公園を活用した取り組みを行った。	А	引き続き、指定管理者区域も含め、小規模公園を活用した取り組みを実施し、 市民の公園利用の促進を図る。	みどり公園課	令和8年度より市域全体を指定管理者区域とすることを予定しており、指理者等の民間活力を活用し更なる公園の多面的活用について検討・実施す
	河川空間の活用		5月、10月、11月、12月にみどりの散策路を歩こう計4回実施しました。散策路のコースには河川の横を歩くコースを選択し、市民に河川空間の魅力を伝えながら、散策を実施した。	А	引き続き、年4回「みどりの散策路事業」を実施する。また、河川等、自然に 触れるコースを選択する。	みどり公園課	引き続き、年4回「みどりの散策路事業」を実施し、河川等、自然に触れるコースを選択する。 また、参加者を増やすため、市報やHPを活用した広報を行う。
	公園の利活用活性化のための活動の促進	市民や地域主体によるパークマネジメントを推進します。本市においては先行事例として、指定管理者と連携した泉小わく かく公園地域協議会が発足し、利用者である地域住民が公園の利用ルールや今後の活用方法について検討しています。この ような地域主体の公園の運用のあり方を拡げます。	地域協議会において泉小わくわく公園の芝生広場については、利用者への利便性を考慮して草地への転換が望ましいとの検討を行った。	А	引き続き泉小わくわく公園の地域主体の運用のあり方を検討するとともに、防 災の周知強化を図るために防災DAYと泉小わくわくDAYの同時開催について検 討を行う。	みどり公園課	引き続き、泉小わくわく公園地域協議会において運用のあり方を検討する
民有地	のみどりの活用促進	市内には屋敷林や雑木林が点在し、武蔵野の原風景を現代まで伝える貴重なみどりの資源となっています。これらを保存・					
	樹林地の活用	活用していくために、本市は平成24 (2012) 年に下保谷四丁目特別線地保全地区 (旧高橋家屋敷林) を都市計画決定し、令和4 (2022) 年には下保谷四丁目特別線地保全地区保全活用計画を策定し、保全と活用を図っています。また、屋敷林の保全や活用を推進するため、具体的な幅生・建物等の維持管理や活用等に関するガイドラインの作成を進めます。すべての樹林地を市の所有地として保全と活用をしていくことは難しいため、民有地のままであっても地域と連携しながら保全と活用をしていく仕組みを検討します。	年24回の一般開放、年4回の季節イベントを実施して保全・活用を行った。また、保存樹林については、ホームページや市報などに掲載して制度や補助について周知を図った。	A	下保谷四丁目特別緑地保全地区については、ガイドラインや第2次みどりの基本計画に基づき保全・活用を実施する。樹林については、維持管理の補助金を給付するなどして減少しないよう努めていく。	みどり公園課	下保谷四丁目特別縁地保全地区については、ガイドラインや第2次みどり、本計画に基づき保全・活用を実施する。建築物(母屋、離れ、蔵、井戸屋については、大規模修繕などを実施する予定。樹林については、維持管理・助金を給付するなどして減少しないよう努めていく。
	西東京市山林保全協定の継続	地域の中にある山林については所有者の合意のもと、西東京市山林保全協定を締結し、市民に無償で開放していく制度を継 続します。	西東京市山林保全協定を継続し、保全山林の維持に努めた。	А	引き続き、西東京市山林保全協定を継続し、地域の開かれたみどりの保全に努 める。	みどり公園課	引き続き、西東京市山林保全協定を継続し、地域の開かれたみどりの保全める。
健康づ	くり・レクリエーションとしてのみどりの活						
	レクリエーションとしてのネットワーク の活用	都と連携して活用を図ります。	「みどりの散策路事業」を5月、10月、11月、12月に年間4回実施しました。 5月にはバラ園を通るコースを選択し、市民の方々に市内の線の魅力を伝え た。また、12月には總持寺や田無神社、東大演習林を通るコースを選択し、市 内の歴史を魅了を伝えた。	А	引き続き、「みどりの散策路事業」を年4回実施する。散策路を実施するときには各コースごとに見どころやテーマを設定し、市民の方々へより一層の啓発を図る。	みどり公園課	引き続き、「みどりの散策路事業」を年4回実施する。散策路を実施する は各コースに見どころやテーマを設定し、市民の方々へより一層の啓発を る。
	都市農地の活用	都市農地の多面的機能の一つである、農業を通じた交流では、市民農園や農業体験農園などで、市民が自らの手で野菜を栽培することを通して、農に親しみ、都市農地の価値についての理解を深める機会となっています。都市農地の貨借の円滑化に関する法律等の活用により、農業者が開設する市民農園・農業体験農園の支援を行うほか、情報発信をサポートし、活用を促進します。景観としての都市農地に着目し、市の魅力発信PRの素材として活用を図ります。	市開設の市民農園、農業者開設の市民農園・農業体験農園により市民が農に親 しむ機会を増やします。	А	引き続き、農業者開設の市民農園・体験農園について相談の実施や市民への広 報を行う。	産業振興課	引き続き、農業者開設の市民農園・体験農園について相談の実施や、市朝 HPを活用し、広く市民への広報を行う。
			エコプラザ西東京で屋上緑化を設置しているほか、琉球あさがおの緑のカーテンの育成を行った。また、エコプラザ西東京環境学習講座「小さいスペースから始める「寄せ植え」入門」を実施し、実演として市民によるエコプラザ西東京の植栽を行った。	А	琉球あさがおの緑のカーテンを育成すると共に、環境講座「寄せ植え」講座に おけるエコプラザ西東京の植栽を行う。	関係各課(環境 政策課)	t 琉球あさがおの縁のカーテンを育成すると共に、環境講座「寄せ植え」詳 おけるエコプラザ西東京の植栽を行う。
			コール田無の周辺の樹木等について、年2回の剪定を行い、施設の景観形成の 維持に努めた。	А	コール田無において、建物周辺に植えてある樹木及び花壇の維持管理を行い、 引き続き施設の景観形成に努める。	関係各課(文化振興課)	2 コール田無において、建物周辺に植えてある樹木及び花壇の維持管理を行引き続き施設の景観形成に努める。
	拠点施設周辺におけるみどりを活かした 景観形成	市役所庁舎など多くの人が集まる施設付近では、みどりを活かした景観形成を促進します。公共施設においては各施設管理 者において創意工夫し、歩道における花壇の設置や公共施設における壁面縁化など、目に見えるみどりを、人のアクセスが	一部の児童館において、緑のカーテンを実施し、壁面緑化の取組を行った。	А	引き続き、児童館において、緑のカーテン等の壁面緑化の取組を推進する。		最初のカーテン等の壁面緑化の設置について各児童館長へ依頼し、児童館に る壁面緑化等の推進に努める。
	京製作以	多いスポットで増やすことで、みどり豊かなまちの印象を高めます。	指定管理者が管理する施設敷地内については、みどりを活かした景観形成を促進するため、東京都苗木生産供給事業を活用し、常緑樹を植えた。	А	スポーツ施設におけるみどりを活かした景観形成の推進に努める	関係各課(スポーツ振興課)	指定管理者と協議を行い、適切に樹木や楠栽の剪定を行うなど、スポート におけるみどりを活かした景観形成の推進に努め、みどり豊かなまちのB 高めることに取り組む。
			庁舎敷地内の老木4本について専門家に樹木診断を実施し、幹折れの危険性あ りと結果が出た木は伐採し、そのほかの3本は経過観察となった。	А	今後も継続的に庁舎敷地内の樹木について維持管理に努め、経過観察となった 老木3本については3年に1回樹木診断を実施する。	関係各課(総務 課)	今後も継続的に庁舎敷地内の樹木について維持管理に努め、経過観察と 表 表 3 本については 3 年に 1 回樹木診断を実施する。 庁舎敷地内の樹木の剪定は、大剪定と小剪定とで隔年実施しており、令 度は大剪定を実施する。
			館庭周辺の樹木の剪定を行い美化及び管理に努めた。	А	外構樹木の管理を継続する。	関係各課 (子ど も家庭課)	・ 住吉会館敷地内において、引き続き外構樹木の維持管理を継続し、景観形 努める。
みどり	を活かした循環型社会の構築						
	せん定枝・草・落ち葉の堆肥化	本市では、平成22 (2010) 年度より、家庭でせん定した枝や幹、落ち葉を収集し、資源化事業を進めています。収集したせん定枝は、市外で破砕処理され、堆肥有機肥料や家畜の敷料、公園地面の被覆資材(マルチング)などで再利用されます。 ごみを減らすだけでなく、資源として循環させる取組を継続します。	市職員による直営での収集と収集業者への委託により、市内の造園業者へ収集 したせん定校・草・落ち葉を搬入し、資源化している。	А	令和6年度と同様に資源化を行う。	資源循環推進課	集年間500 t を目標に資源化を行う。

No.	柱施策	取組	内容	令和6年度の取組状況	評価**	令和7年度の取組予定	担当課	令和8年度の取組予定
	みどりを伝え							
	みどり	のまちづくりの活動の啓発	T	<u></u>			•	
37		重点施策 ポランティア等みどりのまちづくりを支 える人材の育成	市内各地の公園・緑地でボランティアが活動していますが、年々高齢化しています。行政手続の負担の軽減に努め、既存の団体の維持存続を支えつつ、新たな担い手の発掘・育成に向けて、ボランティア養成講座の機会などを活用し、みどりに関する勉強会など、人材育成を図ります。	公園ボランティア制度の広報周知について市報と市民まつりにて市民に周知を 図った。 また、公園ボランティア団体に向けて樹木伐採に関する安全講習会を実施し た。	А	引き続き、公園ボランティア制度の広報周知に努める。また、新規にボラン ティア団体で樹木伐採に参加される方がいる場合には講習会を実施する。	みどり公園課	引き続き、市報やHP等を活用し、公園ボランティア制度の広報周知に努める。また、新規にボランティア団体で樹木伐採に参加される方がいる場合には 講習会を実施する
38		学校教育等との連携による啓発	みどりに親しみ、みどりのことを考えるきっかけをつくる教育を学校のプログラムの中で展開します。例えば、年間指導計画に位置づけて、農業体験活動を実施したり、市内農産物の学校給食での活用を図ります。また、学校施設における縁のカーテンプロジュクトの実施、石神井川付近の学校では水質や生き物調査などを行ったり、農地が近い学校では農作業体験	市内農産物を発注する際の参考とするため、地場産農産物生産者に納品可能量 を調査を行った。また、栄養士と生産者それぞれの意見を今後に活用するた め、地場産農産物生産者との意見交換会を行った。	А	令和6年度に引き続き、市内農産物を発注する際の参考とするため、地場産農 産物生産者に納品可能量を調査する。また、地場産農産物生産者との意見交換 会を行い、栄養士と生産者それぞれの意見を今後に活用する。	学務課	市内農産物を発注する際の参考とするため、地場産農産物生産者に納品可能 月、可能量を調査する。また、地場産農産物生産者との意見交換会を毎年行 い、栄養士と生産者それぞれの意見を今後に活用する。
			を行ったりするなどの取組を検討・実施します。	総合的な学習の時間、社会、理科、生活科などを通して引き続き身近な環境に ついて考える学習を行うことができた。	А	総合的な学習の時間、社会、理科、生活科などを通して引き続き身近な環境に ついて考える学習を行う。	教育指導課	総合的な学習の時間、社会、理科、生活科などを通して引き続き身近な環境に ついて考える学習を行う。
39		研究機関との連携による啓発	市内には東大農場や武蔵野大学があり、市内のみどりは研究者や学生の調査フィールドとなっています。これらの研究成果 を活かす機会をつくり、市民に共有・週元していく仕組みをつくることで、市民のみどりのまちづくりに対する理解醸成を 図ります。	(仮称) ひばりが丘北四丁目公園の整備におけるワークショップでは武蔵野大学の学生を招待し若者の意見を取り入れた計画とした。	А	下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用ガイドラインに基づいて特別緑地保全 地区のイベント時には大学等の研究機関と連携を図り市民のみどりのまちづく りに対する理解醸成を図る。	1	下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用ガイドラインに基づいて特別緑地保全地区のイベント時には大学等の研究機関と連携を図り市民のみどりのまちづくりに対する理解醸成を図る。
40		みどりのまちづくりを啓発する企画・イ ベントの実施	みどりのまちづくりを啓発するため、各種企画やイベントを実施します。にしとうきょう環境アワードでの取組の表彰や、 農産物等販売会(マルシェ)などで都市農産物のPRなどに取り組みます。 また、親子参加型のイベントを実施し、中長期を見据えて若い関心層の育成を図ります。	エコプラザ西東京環境講座において、「小さいスペースから始める花壇入門 初夏編〜街の緑化は我が家から〜」「ゴーヤの緑のカーテン 市民モニター募 集」を実施した。また、にしとうきょう環境アワードにおいて緑の保全・緑化 の推進を実施した団体を表彰した。	А	引き続き、エコプラザ西東京環境議座において、みどりのまちづくりを啓発する講座(「庭の緑地ガーデニング講座(年2回)」「緑のカーテンを育てよう!」)を実施すると共ににしとうきょう環境アワードにおいて緑の保全・緑化の推進を行った団体を表彰する。	環境政策課	引き続き、エコブラザ西東京環境講座において、みどりのまちづくりを啓発する講座を実施するとともに、にしとうきょう環境アワードにおいて緑の保全・緑化の推進を行った団体を表彰する。
				公民館を利用した農産物販売会の実施と下保谷4丁目特別緑地保全地区でのマ ルシェを実施しました。また、「親子で収穫祭」の実施や、農のアカデミー体 験実習農園での春季・秋季における幼稚園・保育園・小学校児童の農業体験を 実施しました。	А	引き続き、公共施設を利用した農産物販売会(マルシェ)を実施する。また、 市民・児童が参加する農体験事業を実施する。	産業振興課	引き続き、公共施設や市イベントと連携した農産物販売会(マルシェ)を実施する。また、市民・児童が参加する農体験事業を実施する。
<u> </u>	みどり	のまちづくりを進める手法の周知						
41		市民が活用できる各種制度の発信	市民が緑化活動に参加する際に活用できる制度があります。保存樹木・保存樹林・保存生垣への申請や、生垣や花壇の造成・アェンスの緑化等の際に利用できる補助制度の普及啓発に努め、民有地の緑化に対する取組を、市全域でさらに推進します。	市報、SNS、HPを活用した制度の周知、市民まつり及び公園ボランティアの 連絡会時の制度周知等、幅広く制度の周知を図った。	А	引き続き広報の充実に努め、保存樹木等の指定件数の維持・向上を図るほか、 西東京市緑と花の沿道推進事業補助金交付要綱の改正等も視野に入れ、更なる 制度の活用件数の向上を図る。	みどり公園課	引き続き広報の充実に努め、保存樹木等の指定件数の維持・向上を図るほか、 西東京市緑と花の沿道推進事業補助金交付要綱の令和8年度からの制度改正に 向けて、補助額の拡充、補助要件に見直しを行っており、令和8年度からは見 直し後の制度で補助を行っていく予定である。